

利根町告示第67号

令和3年第4回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年10月18日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和3年10月27日
2. 招集の場所 利根町議会議場
3. 付議事件
（1）議案第64号 和解及び損害賠償額の決定について

令和3年第4回利根町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	10. 27	水	本 会 議	開会 提出議案（説明・質疑・討論・採決） 議案第64号 閉会	午前10時

令和3年第4回
利根町議会臨時会会議録

令和3年10月27日 午前10時開会

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚 良一 君
財政課 長	蜂谷 忠義 君
生活環境課 長	飯田 喜紀 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大越 聖之
書 記	荒井 裕二
書 記	野田 あゆ美

1. 会議録署名議員

10番	若泉 昌寿 君
11番	船川 京子 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和3年10月27日（水曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第64号 和解及び損害賠償額の決定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第64号

午前10時00分開会

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回利根町議会臨時会を開会いたします。

会議に入る前に、執行部の出席者について報告いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止を鑑み、町長及び提出議案に関連する課長のみの出席となりますが、御了承のほどよろしくお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

10番 若 泉 昌 寿 議員

11番 船 川 京 子 議員

を指名いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（新井邦弘君） 審議に入るに当たり、本臨時会に提出された議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、おはようございます。本日ここに令和3年第4回利根町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、本日、私のほうから御提案いたしました議案の概要を申し上げます。

今回の提出議案は、和解及び損害賠償額の決定についてで、町が管理する雨水路敷地における除草作業中の飛び石により発生した物損事故にかかる和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、お手元の議案書により御審議の上、何とぞ適切なる御判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

次の日程に入る前に、議員各位に申し上げます。

質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に、質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 日程第3、議案第64号 和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、議案第64号 和解及び損害賠償額の決定について補足して御説明申し上げます。

事故の概要ですが、令和3年9月28日に、フレッシュタウン北側の雨水路敷地を除草作業中に飛び石があり、相手方敷地内に駐車してあった相手方所有の自動車フロントガラス及び助手席側ドアバイザーを破損した事故が発生しました。

和解の相手方でございますが、記載のとおりでございます。

和解条項につきましては、町に過失があるため、1、本事故にかかる過失の割合は、町が10割、相手方がゼロ割とし、町は相手方に対し損害賠償金として16万2,151円を支払う。

2, 町及び相手方は, お互いに本和解条項に定めるもののほか本件請求原因事項に関し何ら債権債務を有しない。3, 相手方はその余の請求を放棄する。

以上3点の和解条項で相手方と協議が調いましたので, 裏面をお願いします。

当該事故にかかる和解及び損害賠償額を決定するため, 地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものでございます。

○議長(新井邦弘君) 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

石井議員。

○5番(石井公一郎君) 5番の石井です。

前にも河川敷で事故があったと思うんです。それで今回が2回目だというようなことで, 再発防止について, 今後, 町長はどのような対応をしていくのか。それともう1件は, 車が壊れていて乗れない状態が約1か月間ぐらいになるので, この間, 車の件についてどのようにしたのかなというように思いますので, その辺お答えください。

○議長(新井邦弘君) 蜂谷財政課長。

○財政課長(蜂谷忠義君) それでは, 石井議員の御質疑にお答えします。

再発防止のためどのようなことをしたのかということでございますが, この間の定例議会終了後に, 町のウェブサイトを使って職員全員に除草作業における注意喚起のお知らせをしたのと併せまして, 除草作業用の飛散防止ガードを4枚購入しまして, そちらの使用をしながら, 安全にそういう事故がないような対応を取るように, 財政課のほうから職員に周知してございます。

以上です。

○議長(新井邦弘君) 飯田生活環境課長。

○生活環境課長(飯田喜紀君) 質疑にお答えいたします。

代車という件なんですけど, こちらの御家庭には車が数台ありまして, 今回破損した車に関しては乗らなくても大丈夫だということで, ほかの車を利用して対応していただいたので代車等の費用はかかっておりません。

以上です。

○議長(新井邦弘君) 石井議員。

○5番(石井公一郎君) 今, 財政課長から, ガードを買ったと。今までも県とかほかの業者が草刈りやっているときは, 結構みんなガードを持ってやっていたと思うんです。今後ないように十分気をつけてお願いしたいと思います。

終わります。

○議長(新井邦弘君) 片山議員。

○3番(片山 啓君) 片山です。

石井議員の質問とかぶりますけれども, 第1回, 河川敷で同じような事故がありました。

そのときにもガードをしていたということですか。それと、今回の事故のときにはガードしてなかったということなんですか、どうですか。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 前回の河川敷の事故に関しましては、草刈り機が大型バロネスと言いまして、乗るような大きな機械の草刈り機の事故であります。

今回の事故に関しましては、一般に使う肩かけの草刈り機で起きた事故でありまして、草刈り機の種類が違っております。実際、前回の河川敷で起きた事故のときには、飛散防止ネットは使っておりません。今回も起きた事故に関しましても、飛散防止ネットは使っておりません。その後、財政のほうで購入していただいて、今現在そろっているような状態であります。

ですから、これ以降は対策としましては、3人のチームを組んで作業をしていきたいと考えております。1人が草刈り、1人が飛散防止ネットを持って、1人が交通誘導員という形で作業をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 町が草刈りを外注すると、発注するときには、安全対策として以上のようなことの指示をしていると思うんです。それなのに自分達がやるときには、この2件ともガードをしてなかったということなんです。発注するときには、そういう注意事項を与えているのに、自分たちがやるときにはそういうことを一切していないと、今までずっとそうだったんですか。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 今回、私のほうの生活環境課のほうでフレッシュタウン北側の雨水路の草刈りをやったんですが、今までは草刈り等を行っておりませんでした。今回やったのは、地元のフレッシュタウンの区から草がかなり伸びて道路のほうまで出ているということで、草刈りの要望があって行ったものでありまして、そこまでちょっと頭が回らなかったというのが現状であります。

ですからこれからは、そのようなことがないように、これから注意して作業していきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） これ町長も責任あると思うんです。今までそういうことがなかったということですけども、横の連絡が取れていないんじゃないかと、横展開ができていないんじゃないか、それはやっぱり行政の責任ですよ。一つのことが起きたらば、それは横の連絡をつくって、どこの課でも同じような事故が起きるか分からないということの注意喚起が必要だと、また指導が必要だと、また監督も必要です。

そういう点で、町長は今回のことについて、どういうふうな指導をしたか教えてください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 片山議員が言うようなこと、同じようなことを言いました。業者に出すとき、みんなは飛び石防止をやっているんじゃないかと、何で役場はできないのかと、そのようなことを言って、今回準備させたところです。たまたま距離はあったんですが、道路1本分ぐらいは向こう側ですかね、あったんですが、怠っちゃったんじゃないかなと同じことを言って、これからの対策、二度と起きないようにということで、今言われたようなことを職員に伝えたところです。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 質疑いたします。

今回の事故、2回目ということなのですが、いろいろ町で対策は取っておられると思うんですが、やっぱり事故はどうしても未然に防ごうとしても、なかなか防げない、そういうのは理解できます。行政というのは、町民の日常生活がスムーズに行われるようにというか、それをまた守っていくという使命があるわけです。

今回これ見ると、9月28日に事故を起こして、今1か月近くたって、もう少し早い処置ができなかったのかどうなのか。この第96条第1項第12号あるいは第13号の規定以外に行政の取るべき道というか、そういうのはなかったのかどうなのか、それを伺いたい。あまりにも少し長過ぎるということでお伺いしたい。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） それでは、井原議員の御質疑にお答えします。

やはり今、井原議員おっしゃられましたように、損害賠償の和解につきましては、相手もいることから早い対応が求められますので、専決処分ができればよいとは、こちらも思っています。ただ、利根町におきましては、現在、地方自治法第180条第1項の規定により、町議会の権限に属する事項のうち町長において専決処分ができる事項というのが指定されてございません。それなので、今回、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定による提案をさせていただいているところです。

今後、井原議員おっしゃるような、速やかな対応のためには、何か専決処分等議会のほうで検討していただければ一番よいのかなと考えます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） この賠償とはちょっと違うんですけれども、以前、各地区への防災補助金について、予算がないのに勝手に買っちゃったやつを後で町から補助金出したんだよね。総務課長が、そのときには買わなきゃならないのもあるだろうからというようなことで、あるいはまた要綱を整備するというようなことで、こちらのほうは整備したと思

うんですが、ここでそういう答弁いただいているのですから。ですから、町民が困った、しかも行政が、何というのですか加害者で、それで町民の生活を困らせたのであれば、私は1か月も待たせる必要がないと思うんです。即できるんじゃないかと。なぜ専決処分を選んだのか、それがちょっと不思議なんです。

もう少し早い対応をできないものなのかどうなのか、今、財政課長が言ったとおり、そういう形でもって、私どもにこういうことではどうなんだ、長のほうにこの議決については任せてくれないのか、そういうことをあなたたちは知っているのだったら、なぜ早くやらないのですか、そういうことも含めてお答えください。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 質疑にお答えいたします。

今回、1か月もこちらかかった理由なんです、修理費用を出すのに車をディーラー等に入れる期間があります。その入れる期間が10月の中旬に納車という形になって、その時点で金額が今回16万2,151円ということで決定しましたので、これだけの日にちがかかっております。

ですから、この16万2,151円という金額を算出するのに、大体半月ぐらい時間がかかっているのです、このような形で1か月かかっております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 課長、そういうことじゃないんです。そういうことではなくて、そういうディーラーとの話とか何とかと、それはあなた方のほう、そうじゃなくて、とにかく町が加害者で100%悪いのであれば、なぜ即対応ができないのかということを知っているのです。今、財政課長が言った法律的なものもあるし、その法に基づいてそういう処置をしたらいじゃないですか。これについては、そのほうに任してくれませんか、専決処分して住民に迷惑かけないようにしますよ、何でそういうことができないんですか。いろいろ要綱とか何か、すぐ行政ですからできるわけです。

そういうことも含めて、総務課長、ちょっとお答えできませんか。さきの補助金の要綱等のやつも、もう既に整備されていると思うので、今回のも含めて、住民が困っているやつを一々議会に通さなきゃお支払いできませんよ、そういうことじゃなくて、明日の生活を困るのであれば、これは行政のほうに、いや議会のほうの議決事項を外して行政のほうで即対応する、そういうことが必要でしょう、またそういうことを行政がやらなきゃならないでしょう、そういうことを含めて、町長と総務課長、ちょっと答弁ください。

○議長（新井邦弘君） 飯塚課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 先ほど井原議員がおっしゃった防災の件は、専決処分したわけでもないのです、全く別問題だというふうに認識しております。それと議決事項を外すというのは、行政側からやるものではなく、議会のほうで検討していた

できれば、専決事項として我々も対応できるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 7番花嶋です。

今回は、刈り払い機の事故ということで、刈り払い機を使うのに、免許というか講習を受けて刈り払い機というのを使うんですが、この作業員の方、職員の方、刈り払い機しよう方結構いると思うんですが、講習を受けているのか。また、今回の事故の金額に対しても、保険とかというのは町では入っていないのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員に申し上げます。今回、この議案第64号の質疑にはちょっと適していないと思いますので、それは却下いたします。あくまで議案第64号の損害賠償額の決定についての疑義なので却下します。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論ありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第64号 和解及び損害賠償額の決定についてを採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第64号は可決されました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和3年第4回利根町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 新井邦弘

署名議員 若泉昌寿

署名議員 船川京子